

新発田市電子納品物検査実施基準

1 電子納品物検査実施基準の取り扱い

新発田市電子納品物検査実施基準（以下「本基準」という。）は、新発田市が発注する工事において、新潟県 CALS システムを利用し、電子納品された電子納品物を使用して検査を行う際の基本事項を取りまとめたものである。

ただし、電子納品物の確認において紙資料※の使用を妨げるものではない。

※ 「紙資料」とは、電子納品物から監督員が印刷したもの、または受注者が任意で用意した電子納品物と同一の内容を印刷したものであり、納品の対象ではない。

※ 工事写真のみ電子納品された電子納品物による検査については、受発注者協議にて詳細を決定するものとする。

2 電子納品物検査の定義

電子納品物検査とは、「電子納品された最終納品物（新潟県 CALS システムで交換された書類等）をパソコンで電子的に検査すること」をいう。

3 電子納品対象書類

電子納品物にて検査をする対象書類は、下記のとおりとする。

■土木工事（建築等工事）

【電子納品が必須である以下の書類】

施工計画書、実施工程表、土・休日・夜間作業届、履行状況報告書、段階確認書、材料確認書、工事打合簿、品質管理資料、出来形管理資料、工事写真、参考図、完成図、出来形図、再生資源利用（促進）計画書、再生資源利用（促進）実施書、地質データ、着手前写真、竣工写真、施工体系図、施工体制台帳、創意工夫・高度技術

【電子納品した場合、電子納品物にて検査するもの】

品質証明資料、建設業退職金共済組合掛金収納書

4 電子納品物検査用のシステムについて

電子納品物検査用のシステムについては「電子納品チェックシステム」を国土交通省ホームページよりダウンロードし、電子納品物にて検査するものとする。

5 検査時の機材等の確保及び端末操作

工事検査時に電子納品物を閲覧するための情報端末は原則として受注者において用意することとするが、これが困難な場合は監督員と協議することとする。

書類検査場所については、発注者で準備するものとするが、受注者が準備をした場合はその使用を妨げない。

なお、検査時の端末操作は、受注者が操作することを基本とする。

6 工事写真の検査

電子納品された電子データ（工事写真帳データ）で行うことを基本とする。

【工事写真帳の閲覧】

上記4の電子納品チェックシステムで行うことを基本とするが、受注者が保有する市販のビューワについても使用可とする。（受注者が任意に選択可能）

ただし、国土交通省の電子納品チェックシステムでも適切に閲覧できるデータ形式であることを条件とする。

7 その他

本基準に記載がない事項については、受発注者協議にて詳細を決定するものとする。

検査時の指摘等により電子納品物の修正が生じた場合は、受注者は速やかに修正を行い、修正後の電子納品物と修正箇所（任意様式）を発注者に提出するものとする。発注者は提出物を修正前の電子納品物と併せて保管することとする。